

資料 1－3（日中系等）	H21.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

## 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定について

### 1 留意事項

- (1) 本資料は、厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料等を基に、現段階で整理したものであり、今後変更があり得るものである。算定に当たっては、再度告示、留意事項通知等を確認して行うこと。
- (2) 資料中、「問〇－〇」とあるのは、資料 1－2「平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q&A (VOL. 1)」の問いを指す。
- (3) 下線部については、他のサービスと加算の名称は同じでも要件が異なることを意味する。
- (4) 千葉市内に事業所が所在する事業者におかれては、資料中、「都道府県知事」とあるのは「千葉市長」と読み替えるものとする。なお、千葉市長への届出方法については、資料 2－1「障害福祉サービス事業者等に係る「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について」を参照されたい。

### 2 共通的事項

#### (1) 利用者負担上限額管理加算

- ア 現行では管理結果がいわゆる「3」（利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。）の場合のみ加算を算定できたが、平成 21 年 4 月以降は「1」「2」「3」いずれの結果でも加算を算定できる。ただし、上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、加算を算定できない。【問 1－8 参照】
- イ 短期入所について、利用者負担上限額管理加算が算定可能となる。なお、国の事務処理要領において、「短期入所サービスのみの利用者で、上限額管理が必要なときは、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定短期入所サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。」とされているが、その月の最後の事業所でなくとも、主として利用している特定の短期入所事業所がある場合など、管理対象者の利用状況が適切に把握できる場合であれば、その事業所を上限額管理者とすることは差し支えない。

#### (2) 新事業移行時特別加算

新体系事業への移行が当面の一時的なものであることにかんがみ、廃止する（基金事業に移行して実施）。

### 3 療養介護

#### (1) 福祉専門職員配置等加算【問 1－2～問 1－7 参照】

##### ア 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 7 単位

生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして 都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

##### イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 4 単位

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものとして 都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

- (ア) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。
- (イ) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合

が100分の30以上であること。

#### 4 生活介護

##### (1) 基本報酬

- ア 平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。
- イ 人員基準については、従前どおり平均障害程度区分に基づく配置を要する。【問7参照】
- ウ 定員20人以下の場合の単価を設ける。

##### (2) 人員配置体制加算

###### ア 人員配置体制加算（Ⅰ）

- (ア) 利用定員が60人以下 265単位
- (イ) 利用定員が61人以上 246単位

**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定生活介護等（指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、単位の利用定員に応じ、利用者（区分3（50歳以上の者にあつては、区分2）以上に該当するものに限る。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**は以下のとおり。

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上配置していること。

###### イ 人員配置体制加算（Ⅱ）

- (ア) 利用定員が60人以下 181単位
- (イ) 利用定員が61人以上 166単位

**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定生活介護等（指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**は以下のとおり。

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上配置していること。

###### ウ 人員配置体制加算（Ⅲ）

- (ア) 利用定員が60人以下 51単位
- (イ) 利用定員が61人以上 44単位

**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定生活介護等（指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の10

00分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**は以下のとおり。

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上配置していること。

### (3) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

#### ア 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10単位

生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして**都道府県知事に届け出た**指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6単位

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとして**都道府県知事に届け出た**指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(ア) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(イ) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

### (4) 欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

指定生活介護事業所等において利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、予め利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、生活介護従業者が、利用者又は家族等への連絡調整を行うとともに当該利用者の状況等を記録し、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

### (5) リハビリテーション加算 20単位【問6-2参照】

次のアからオまでのいずれにも適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定生活介護事業所等について、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

ア 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

イ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

ウ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

エ 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

オ エに掲げる利用者以外の利用者については、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

## 5 児童デイサービス

## (1) 基本報酬

- ア 平均利用人員に応じた報酬区分から、利用定員に応じた報酬区分とする。なお、複数の単位(クラス)を設置している場合は、各単位(クラス)の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。【問8-3参照】
- イ 児童デイサービス費(Ⅱ)について、その算定を引き続き可能とした上で、サービス管理責任者の配置を基本報酬において評価する(配置を要する)。なお、サービス管理責任者の配置が平成21年4月までに間に合わなかった場合、配置が可能になるまでの間、人員欠如減算を行うことになる。【問8-1参照】
- ウ 就学年齢の児童を中心とした児童デイサービスについて、指定基準を満たしていれば、新規指定を行うことが可能である。【問8-2参照】

## (2) 指導員加配加算

常時見守りが必要な障害児への支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るために児童デイサービス費の算定に必要とする従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所(以下「指定児童デイサービス事業所等」という。)において、指定児童デイサービス等を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- ア 児童デイサービス費(Ⅰ)を算定している場合
- (ア) 利用定員が10人以下の場合 193単位
  - (イ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位
  - (ウ) 利用定員が21人以上の場合 77単位
- イ 児童デイサービス費(Ⅱ)を算定している場合
- (ア) 利用定員が10人以下の場合 193単位
  - (イ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位
  - (ウ) 利用定員が21人以上の場合 77単位

## (3) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7及び問8-4参照】

- ア 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10単位  
指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして**都道府県知事に届け出た**指定児童デイサービス事業所等において、指定児童デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6単位  
次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとして**都道府県知事に届け出た**指定児童デイサービス事業所等において、指定児童デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。
- (ア) 指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
  - (イ) 指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

## (4) 医療連携体制加算【問1-9及び問8-5参照】

- ア 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位  
医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位  
医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護

職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき、8名を限度として算定することとする。

(5) 欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

指定児童デイサービス事業所等において障害児が、予め利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童デイサービス事業所従業者が、障害児又は家族等への連絡調整を行うとともに当該障害児の状況等を記録し、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

## 6 短期入所

(1) 基本報酬【問14-1参照】

ア 福祉型短期入所サービス費

(ア) 福祉型短期入所サービス費 (I)

区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。)に対して、指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

(イ) 福祉型短期入所サービス費 (II)

区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

(ウ) 福祉型短期入所サービス費 (III)

障害児に係る区分1(以下「障害児程度区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

(エ) 福祉型短期入所サービス費 (IV)

障害児程度区分1以上に該当する障害児が、指定児童デイサービスを利用した日若しくは児童福祉施設に通所した日において、指定短期入所を行った場合に、区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

イ 医療型短期入所サービス費

(ア) 医療型短期入所サービス費 (I) 2,600単位

区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者若しくは区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(以下「重症心身障害者」という。)又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

- a 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること。
- b 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、1日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、2以上であること。
- c 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。

(イ) 医療型短期入所サービス費 (II) 2,400単位

区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者若しくは区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは重症心身障害者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け

**出た**指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(ウ) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ) 1, 400単位

区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**の内容は以下のとおり。

医療法第1条の5第1項に規定する病院若しくは第2項に規定する診療所であって19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護保険法の規定による介護老人保健施設であること。

ウ 医療型特定短期入所サービス費

(ア) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) 2, 480単位

区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者若しくは区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは重症心身障害者又は重症心身障害児に対して、**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**の内容は以下のとおり。

- a 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること。
- b 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、1日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、2以上であること。
- c 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。

(イ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) 2, 270単位

区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者若しくは区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは重症心身障害者又は重症心身障害児に対して、**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(ウ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ) 1, 300単位

区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、**別に厚生労働大臣が定める施設基準**を満たすものとして**都道府県知事に届け出た**指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**の内容は以下のとおり。

医療法第1条の5第1項に規定する病院若しくは第2項に規定する診療所であって19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護保険法の規定による介護老人保健施設であること。

(2) 短期利用加算 30単位【問14-2及び問14-3参照】

指定短期入所を行った場合に、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、連続して30日を超えて利用する場合には、30日を超える日以降については、算定しない。

(3) 重度障害者支援加算 50単位【問14-4～問14-7参照】

重度障害者等包括支援に規定する心身の状態に相当する者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(4) 単独型加算 130単位【問14-11参照】

指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、特定旧法指定施設（通所に限る）又は児童福祉施設（通所に限る）等において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。（短期入所事業のみを実施している単独型事業所についても単独型加算が算定可能である。）

(5) 医療連携体制加算【問1-9及び問14-10参照】

ア 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料（Ⅱ）又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費（Ⅱ）（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者については、算定しない。なお、この場合において、生活介護若しくは自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合又は医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

イ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。なお、この場合において、生活介護若しくは自立訓練（機能訓練）を行う入所施設にて指定短期入所を行う場合又は医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(6) 栄養士配置加算【問14-8及び問14-9参照】

ア 栄養士配置加算（Ⅰ） 22単位

次の（ア）及び（イ）に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

（ア）常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

（イ）利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

イ 栄養士配置加算（Ⅱ） 12単位

次の（ア）及び（イ）に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養士配置加算（Ⅰ）

を算定している場合は、算定しない。なお、この場合において、医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(ア) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

## 7 重度障害者等包括支援

### (1) 基本報酬【問5参照】

ア 対象者の要件について、「気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」を「人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」に変更する。

### (2) 特別地域加算【問2-12参照】

居宅介護を参照

## 8 共同生活介護

### (1) 基本報酬【問15-1～問15-8及び問17-10参照】

ア 世話人の配置に応じた評価とする。また、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。

#### (ア) 共同生活介護サービス費（Ⅰ）

世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして **都道府県知事に届け出た** 指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

#### (イ) 共同生活介護サービス費（Ⅱ）

世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして **都道府県知事に届け出た** 指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合（(ア)に定める場合を除く。）に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

#### (ウ) 共同生活介護サービス費（Ⅲ）

(ア)、(イ)及び(オ)に定める以外の指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

#### (エ) 共同生活介護サービス費（Ⅳ）

一時的に体験的な指定共同生活介護の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活介護を提供した場合（1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る。）に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

#### (オ) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費

### (2) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

#### ア 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 7単位

世話人又は生活支援員（以下「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして **都道府県知事に届け出た** 指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 4単位

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとして **都道府県知事に届け出た** 指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

(ア) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(イ) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が

100分の30以上であること。

### (3) 夜間支援体制加算

利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制（以下「夜間支援体制」という。）を確保しているものとして**都道府県知事が認めた**指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ア 夜間及び深夜の時間帯において、世話人、生活支援員等が支援を行う利用者（以下「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下の場合

イ 夜間支援対象利用者が5人の場合

ウ 夜間支援対象利用者が6人の場合

エ 夜間支援対象利用者が7人の場合

オ 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合

カ 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合

キ 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合

ク 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合

ケ 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下の場合（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

### (4) 日中支援加算【問15-10～問15-13参照】

指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ア 区分4から区分6まで 539単位

イ 区分2及び区分3 270単位

### (5) 地域生活移行個別支援特別加算 670単位【問15-14～問15-16参照】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定共同生活介護事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活介護計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、3年以内の期間（他の指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設、宿泊型自立訓練を実施する指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定共同生活援助事業所において本加算を算定した期間を除く。）（ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

ア ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定共同生活介護事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、1人以上配置していること。

イ 事業所の従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。

ウ 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

※ **厚生労働大臣が定める者**は以下のとおり。

医療観察法第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

(6) **医療連携体制加算【問1-9参照】**

ア 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

イ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

(7) 経過措置として設けてきた小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算を廃止する。

9 **施設入所支援**

(1) **基本報酬**

ア 平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。

【問13-2参照】

イ 特定旧法指定施設に入所した者(特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者)については、施設利用に係る報酬の算定期限を撤廃し、施設の新体系移行時及び平成24年4月以降も引き続き指定障害者支援施設への入所を可能とする。【問13-1参照】

(2) **夜勤職員配置体制加算**

**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

ア 利用定員が21人以上40人以下 38単位

イ 利用定員が41人以上60人以下 30単位

ウ 利用定員が61人以上 25単位

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**は以下のとおり。

施設入所支援の単位における生活支援員の員数が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すること。

(ア) **前年度の利用者の数の平均値**が21人以上40人以下である場合にあっては、2以上

(イ) **前年度の利用者の数の平均値**が41人以上60人以下である場合にあっては、3以上

(ウ) **前年度の利用者の数の平均値**が61人以上である場合にあっては、3に、当該**前年度の利用者の数の平均値**が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) **重度障害者支援加算【問13-3参照】**

利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。

ア 重度障害者支援加算(Ⅰ) 28単位

医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に

限る。)の数の合計数の100分の20以上であって、基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

上記が算定されている指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に22単位を加算する。

#### イ 重度障害者支援加算(Ⅱ)

##### (ア) 人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている場合

生活介護の人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。)であって、重度障害者等包括支援の**別に厚生労働大臣が定める基準**を満たしている利用者1人につき、基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を0.5人以上配置しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

##### (イ) 人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている場合

生活介護の人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であって、重度障害者等包括支援の**別に厚生労働大臣が定める基準**を満たしている利用者1人につき、基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を0.5人以上配置しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

##### (ウ) 人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている場合

生活介護の人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている利用者であって、重度障害者等包括支援の**別に厚生労働大臣が定める基準**を満たしている利用者1人につき、基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を0.5人以上配置しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

##### (エ) 人員配置体制加算が算定されていない場合

生活介護の人員配置体制加算が算定されていない利用者であって、重度障害者等包括支援の**別に厚生労働大臣が定める基準**を満たしている利用者1人につき、基準の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を1人以上配置しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(オ) (ア) から (エ) については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。

※ **別に厚生労働大臣が定める基準**は以下のとおり。

算出した行動関連項目が、15点以上であること。

#### (4) 夜間看護体制加算 60単位【問13-4参照】

夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間をとおして、生活支援員に替えて看護職員(重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして**都道府県知事へ届け出た**施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

#### (5) 入所時特別支援加算 30単位

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特

別支援加算として、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 土日等日中支援加算 90単位

ア又はイのいずれかに該当する日において、当該指定障害者支援施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ア 土曜日、日曜日等であって生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（イにおいて「日中活動サービス」という。）に係るサービス費が算定されない日

イ 利用者が現に入所している指定障害者支援施設等以外において実施されている日中活動サービスを利用している場合において、心身の状況等により当該指定障害者支援施設以外で実施する日中活動サービスが利用できない日

(7) 地域生活移行個別支援特別加算【問13-5参照】

ア 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ） 12単位

**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**は以下のとおり。

(ア) ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害者支援施設等に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。

(イ) 精神科を担当する医師（嘱託でも可）による定期的な指導が一月に2回以上行われていること。

(ウ) 医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。

(エ) 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

イ 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ） 306単位

地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、**別に厚生労働大臣に定める者**に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内の期間（ただし、医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※ **別に厚生労働大臣が定める者**は以下のとおり。

医療観察法第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

(8) 栄養士配置加算

ア 栄養士配置加算（Ⅰ）

次の（ア）及び（イ）に掲げる基準のいずれにも適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(ア) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

イ 栄養士配置加算（Ⅱ）

次の（ア）及び（イ）に掲げる基準のいずれにも適合するものとして**都道府県知事に届け出た**

指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

（ア）管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

（イ）利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

**（9）栄養マネジメント加算 10単位【問13-6参照】**

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして **都道府県知事に届け出た** 指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

ア 常勤の管理栄養士（平成24年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む。）を1名以上配置していること。

イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

**（10）経口移行加算 28単位**

ア 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

**（11）経口維持加算**

ア 経口維持加算（Ⅰ） 28単位

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

イ 経口維持加算（Ⅱ） 5単位

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

（ア）指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合は、経口維持加算（Ⅱ）は、算定しない。

（イ）管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であ

っても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### (12) 療養食加算 23単位

栄養士配置加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等において、**別に厚生労働大臣が定める療養食**を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

※ **別に厚生労働大臣が定める療養食**は以下のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

### 10 自立訓練（機能訓練）

#### (1) 基本報酬

ア 定員20人以下の場合の単価を設ける。

機能訓練サービス費（Ⅰ）

○ 利用定員が20人以下 785単位

イ 視覚障害者の専門的訓練を行う場合の単価を設ける。【問9参照】

機能訓練サービス費（Ⅱ）

○ 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位

**別に厚生労働大臣の定める従業者**が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして**都道府県知事に届け出た**指定自立訓練（機能訓練）事業所において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※ **別に厚生労働大臣の定める従業者**は以下のとおり。

国立障害者リハビリテーションセンター学院の実施する視覚障害生活訓練専門職員養成課程又はこれに準ずる視覚障害者に対する訓練を行う者を養成する研修を修了した者。

(ア) 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科

(イ) 盲人歩行訓練指導員研修

(ウ) 視覚障害者生活訓練指導員研修

(エ) 視覚障害生活訓練指導員研修

(オ) (ア)～(エ)に準ずる研修

#### (2) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

ア 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10単位

生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして**都道府県知事に届け出た**指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 6単位

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものとして**都道府県知事に届け出た**指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

(ア) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が10

0分の75以上であること。

(イ) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

### (3) 欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

指定自立訓練(機能訓練)事業所等において利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、予め利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、自立訓練(機能訓練)従業者が、利用者又は家族等への連絡調整を行うとともに当該利用者の状況等を記録し、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

### (4) リハビリテーション加算 20単位【問6-2参照】

次のアからオまでのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所について、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

ア 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

イ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定自立訓練(機能訓練)を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

ウ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

エ 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

オ エに掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

## 1.1 自立訓練(生活訓練)

### (1) 基本報酬

ア 定員20人以下の場合の単価を設ける。

生活訓練サービス費(Ⅰ)

○ 利用定員が20人以下 748単位

### (2) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

ア 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

生活支援員又は地域移行支援員(以下「生活支援員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき7単位を加算する。

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

- (ア) 生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
- (イ) 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

(3) **地域移行支援体制強化加算** 55単位

地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所について、所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。

- ア 地域移行支援員について、宿泊型自立訓練の利用者の数を15で除して得た数以上配置していること。
- イ アの地域移行支援員のうち1人以上は常勤であること。

(4) **欠席時対応加算** 94単位【問6-3参照】

指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、予め利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、自立訓練（生活訓練）従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又は家族等への連絡調整を行うとともに当該利用者の状況等を記録し、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

(5) **医療連携体制加算**【問1-9参照】

ア 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者（生活訓練サービス費（Ⅰ）が算定されている利用者に限る。）に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

イ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者（生活訓練サービス費（Ⅰ）が算定されている利用者に限る。）に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

(6) **日中支援加算** 270単位

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

(7) **通勤者生活支援加算** 18単位

指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の70以上の者が通常の事業所に雇用されているとして**都道府県知事に届け出た**指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

算する。

#### (8) 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- ア ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。
- イ 医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。
- ウ 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

医療観察法第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

※ 支給決定通知において、当該加算の対象者については、「長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者」として3年間の標準利用期間がある旨記載した上で、加算算定期間について、3年間（他の宿泊型自立訓練を実施する指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設及び指定共同生活援助事業所において本加算を算定した期間を除く。）を基本とすることを通知で記載。

※ 当該加算が算定される場合については、特別な支援に対応した個別支援計画を作成するに当たり、日中活動における支援も踏まえて作成するとともに、日中活動事業所からの要請により支援に協力することとする。

## 12 就労移行支援

### (1) 基本報酬

- ア 定員20人以下の場合の単価を設ける。
  - 就労移行支援サービス費（Ⅰ）
    - 利用定員が20人以下 850単位
  - 就労移行支援サービス費（Ⅱ）
    - 利用定員が20人以下 533単位

### (2) 就労移行支援体制加算【問10-1参照】

指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度及び前々年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者の数を利用定員で除した数に、前年度については100分の80を乗じた数と前々年度については100分の20を乗じた数を加えた数がアからオまでのいずれかに該当するものとして**都道府県知事に届け出た**指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ア 就労定着者が利用定員の100分の5以上100分の15未満の場合 21単位
- イ 就労定着者が利用定員の100分の15以上100分の25未満の場合 48単位
- ウ 就労定着者が利用定員の100分の25以上100分の35未満の場合 82単位
- エ 就労定着者が利用定員の100分の35以上100分の45未満の場合 126単位
- オ 就労定着者が利用定員の100分の45以上の場合 189単位

(3) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

ア 福祉専門職員配置等加算 (I) 10単位

職業指導員、生活支援員又は就労支援員（以下「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして **都道府県知事に届け出た** 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 福祉専門職員配置等加算 (II) 6単位

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとして **都道府県知事に届け出た** 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算 (I) を算定している場合は、算定しない。

(ア) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(イ) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

(4) 欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

指定就労移行支援事業所等において利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、予め利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又は家族等への連絡調整を行い、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

(5) 医療連携体制加算【問1-9参照】

ア 医療連携体制加算 (I) 500単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

イ 医療連携体制加算 (II) 250単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

(6) 就労支援関係研修修了加算 11単位【問10-2～問10-4参照】

就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして **都道府県知事に届け出た** 指定就労移行支援事業者等（就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。）において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める研修

地域障害者職業センターが実施する就労支援員向けの研修（平成21年度から実施予定）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第2項に掲げる第1号職場適応援助者の研修を対象とする。

### (7) 施設外就労加算 100単位

指定就労移行支援事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度とし、20日を上限として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業内等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。(就労移行支援サービス費(Ⅱ)を除く。)

#### ※ 別に厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。

ア ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者3人以上とすること。

イ 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限度とすること。

ウ 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の数が、常勤換算で、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を6で除して得た数以上であること。

## 1.3 就労継続支援A型

### (1) 基本報酬

ア 定員20人以下の場合の単価を設ける。

(ア) 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)

○ 利用定員が20人以下 590単位

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。)において、指定就労継続支援A型等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を7.5で除して得た数以上であること。

(イ) 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)

○ 利用定員が20人以下 539単位

(ア) 以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

### (2) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

ア 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 10単位

職業指導員又は生活支援員(以下「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6単位

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(ア) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が1

00分の75以上であること。

(イ) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

(3) **欠席時対応加算** 94単位【問6-3参照】

指定就労継続支援A型事業所等において利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、予め利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又は家族等への連絡調整を行い、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

(4) **医療連携体制加算**【問1-9参照】

ア 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

イ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

(5) **施設外就労加算** 100単位

指定就労継続支援A型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度とし、20日を上限として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業内等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準とは次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。

ア ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者3人以上とすること。

イ 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限度とすること。

ウ 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の数が、常勤換算方法で、就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）で算定する指定就労継続A型事業所等においては、施設外就労利用者の数を7.5で除して得た数以上、就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）で算定する指定就労継続支援A型事業所等においては、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を10で除して得た数以上であること。

(6) **重度者支援体制加算**【問11参照】

指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における利用者の数の100分の50（平成24年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援A型事業所等にあつては100分の5）であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ア 利用定員が20人以 56単位

イ 利用定員が21人以上40人以下 50単位

ウ 利用定員が41人以上60人以下 47単位

エ 利用定員が61人以上80人以下 46単位

オ 利用定員が81人以上 45単位

1.4 就労継続支援B型

(1) 基本報酬

ア 定員20人以下の場合の単価を設ける。

(ア) 就労継続支援B型サービス費（I）

○ 利用定員が20人以下 590単位

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして**都道府県知事に届け出た**指定就労継続支援B型事業所等又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除して得た数以上であること。

(イ) 就労継続支援B型サービス費（II）

○ 利用定員が20人以下539単位

(ア) 以外の指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(2) 目標工賃達成加算【問12-1参照】

要件を緩和する。

「前年度の平均工賃が、前々年度の平均工賃を超えていること。」

→ 当該要件を廃止する（工賃引き上げ計画に基づく取組等を要件とする。）。

(3) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

ア 福祉専門職員配置等加算（I） 10単位

職業指導員又は生活支援員（以下「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして**都道府県知事に届け出た**指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 福祉専門職員配置等加算（II） 6単位

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものとして**都道府県知事に届け出た**指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（I）を算定している場合は、算定しない。

(ア) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(イ) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

(4) 欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

指定就労継続支援B型事業所等において利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、予め利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援B型従業者又は基準該当就労継続支援B型従業者が、利用者又は家族等への連絡調整を行い、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

(5) 医療連携体制加算【問1-9参照】

ア 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

イ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

(6) 施設外就労加算 100単位【問12-2参照】

指定就労継続支援B型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度とし、20日を上限として、**別に厚生労働大臣が定める基準**を満たし、企業内等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※ **別に厚生労働大臣が定める基準**の内容は以下のとおり。

次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。

ア ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者3人以上とすること。

イ 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限度とすること。

ウ 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の数が、常勤換算方法で、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）で算定する指定就労継続B型事業所等においては、施設外就労利用者の数を7.5で除して得た数以上、就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）で算定する指定就労継続支援B型事業所等においては、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を10で除して得た数以上であること。

(7) 重度者支援体制加算【問11参照】

指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における利用者の数の100分の50（平成24年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援B型事業所等にあつては100分の5）であるものとして**都道府県知事に届け出た**場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ア 利用定員が20人以下 56単位

イ 利用定員が21人以上40人以下 50単位

ウ 利用定員が41人以上60人以下 47単位

エ 利用定員が61人以上80人以下 46単位

オ 利用定員が81人以上 45単位

(8) 目標工賃達成指導員配置加算【問12-3参照】

指定就労継続支援B型事業所等において、「工賃倍増5か年計画」に基づく「工賃引き上げ計画」を策定し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むために指導員を配置し、当該配置した指導員及び職業指導員、生活支援員の総数が**別に厚生労働大臣が定める施設基準**に適合して配置しているものとして**都道府県知事に届け出た**指定就労継続支援B型事業者等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ア 利用定員が20人以下 81単位

イ 利用定員が21人以上40人以下 72単位

ウ 利用定員が41人以上60人以下 67単位

エ 利用定員が61人以上80人以下 66単位

オ 利用定員が81人以上 64単位

※ **別に厚生労働大臣が定める施設基準**は以下のとおり。

職業指導員及び生活支援員の総数が、**常勤換算方法**で、**前年度の利用者の数の平均値**を7.5で除して得た数以上であることに加え、かつ目標工賃達成指導員を加えた総数が、**常勤換算方法**で、**利用者の数**を6で除して得た数以上であること。

## 1.5 共同生活援助

### (1) 基本報酬【問15-1～問15-8及び問17-10参照】

ア 世話人の配置に応じた評価とする。また、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。

(ア) 共同生活援助サービス費 (I) 257単位

世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして**都道府県知事に届け出た**指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(イ) 共同生活援助サービス費 (II) 211単位

世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして**都道府県知事に届け出た**指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合((ア)に定める場合を除く。)に、1日につき所定単位数を算定する。

(ウ) 共同生活援助サービス費 (III) 181単位

世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして**都道府県知事に届け出た**指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合((ア)及び(イ)に定める場合を除く。)に、1日につき所定単位数を算定する。

(エ) 共同生活援助サービス費 (IV) 120単位

(ア)から(ウ)まで、及び(カ)に定める以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(オ) 共同生活援助サービス費 (V) 287単位

一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合(1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る。)に、1日につき所定単位数を算定する。

(カ) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142単位

経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

### (2) 福祉専門職員配置等加算【問1-2～問1-7参照】

ア 福祉専門職員配置等加算 (I) 7単位

世話人として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして**都道府県知事に届け出た**指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 福祉専門職員配置等加算 (II) 4単位

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとして**都道府県知事に届け出た**指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算 (I) を算定している場合は、算定しない。

(ア) 世話人として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(イ) 世話人として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が1

00分の30以上であること。

(3) 夜間防災体制加算【問15-6及び問15-9参照】

利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制（以下「夜間防災体制」という。）を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- ア 夜間及び深夜の時間帯において、共同生活住居の利用者が4人以下の場合 25単位
- イ 共同生活住居の利用者が5人の場合 20単位
- ウ 共同生活住居の利用者が6人の場合 16単位
- エ 共同生活住居の利用者が7人の場合 14単位
- オ 共同生活住居の利用者が8人以上30人以下の場合 12単位

(4) 日中支援加算 270単位【問15-10～問15-13参照】

指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1日につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

(5) 地域生活移行個別支援特別加算 670単位【問15-14～問15-16参照】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、3年以内の期間（他の指定共同生活援助事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設及び宿泊型自立訓練を実施する指定自立訓練（生活訓練）事業所において本加算を算定した期間を除く。）（ただし、医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- ア ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、1人以上配置していること。
- イ 事業所の従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。
- ウ 保護観察所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

※ 厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

医療観察法第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

(6) 医療連携体制加算【問1-9参照】

ア 医療連携体制加算（I） 500単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護

護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

イ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

（7）経過措置として設けてきた小規模事業加算を廃止する。

## 16 指定相談支援

### （1）特定事業所加算 450単位【問16-1～問16-3参照】

次のアからオまでの要件を満たすものとして**都道府県知事に届け出た**指定相談支援事業所において、指定相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ア 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること。

イ 運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（定めている場合であっても他の指定相談支援事業所と連携することにより、対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としていること。）

ウ 自立支援協議会（地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議をいう。）に定期的に参加する等、医療機関や行政との連携体制をとっていること。

エ 当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

オ 障害者自立支援法第77条第1項第1号の事業の全部又は一部について、市町村から委託を受けていること。

### （2）特別地域加算

居宅介護を参照

## 17 旧身体障害者更生施設支援

### （1）欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

旧指定身体障害者更生施設において通所を利用する入所者が、予め利用を予定していた当日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定身体障害者更生施設従業者が、入所者又は家族等への連絡調整を行うとともに当該入所者の状況等を記録し、引き続き利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

### （2）リハビリテーション加算 20単位【問6-2参照】

次のアからオまでのいずれにも適合するものとして**都道府県知事に届け出た**旧指定身体障害者更生施設について、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

ア 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

イ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定旧法施設支援を行っているとともに、入所者の状態を定期的に記録していること。

ウ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

エ 入所による指定旧法施設支援を受けている入所者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハ

ビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。  
オ 通所による指定旧法施設支援を受けている入所者については、旧指定身体障害者更生施設の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

### (3) 療養食加算 23単位

管理栄養士又は栄養士が、入所による指定旧法施設支援を受けている者に対して、**別に厚生労働大臣が定める療養食**を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

※ **別に厚生労働大臣が定める療養食**は以下のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

(4) 入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。

## 18 旧身体障害者療護施設支援

### (1) 欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

旧身体障害者更生施設支援を参照

### (2) リハビリテーション加算 20単位【問6-2参照】

旧身体障害者更生施設支援を参照

### (3) 経口移行加算 28単位

ア 医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。）ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

### (4) 経口維持加算

ア 経口維持加算（Ⅰ） 28単位

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

イ 経口維持加算（Ⅱ） 5単位

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

(ア) 医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。）ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進

めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合は、経口維持加算（Ⅱ）は、算定しない。

（イ）管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### （５）療養食加算 23単位

管理栄養士又は栄養士が、入所による指定旧法施設支援を受けている者に対して、**別に厚生労働大臣が定める療養食**を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

※ **別に厚生労働大臣が定める療養食**は以下のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

（６）入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。

### 19 旧身体障害者授産施設支援

#### （１）欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

旧身体障害者更生施設支援を参照

#### （２）療養食加算 23単位

旧身体障害者更生施設支援を参照

（３）入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。

### 20 旧知的障害者更生施設支援

（１）強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。

強度行動障害者特別支援加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。

#### （２）欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

旧身体障害者更生施設支援を参照

#### （３）療養食加算 23単位

旧身体障害者更生施設支援を参照

（４）入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。

### 21 旧知的障害者授産施設支援

#### （１）欠席時対応加算 94単位【問6-3参照】

旧身体障害者更生施設支援を参照

(2) 療養食加算 2.3単位  
旧身体障害者更生施設支援を参照

(3) 入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。